Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年9月13日四国地方整備局

# ドローン撮影の飛行における航空法違反について

四国地方整備局香川河川国道事務所が依頼した受注者が、令和5年 4月26日午後のドローン飛行に関する航空法違反で、本日、香川県警察 三豊警察署より観音寺区検察庁に書類送致されました。(詳細別紙)

これは、撮影を依頼・確認した発注者及び撮影した受注者のドローン飛行に関する認識(飛行許可の必要性や目視外飛行の判断、国道直上での飛行の危険性等)が不十分であったことが要因であり、これを真摯に受け止め、深く反省しているところです。

この件を受け以下の対策措置を講じることにより、再発防止に努めて参ります。

- ・ドローンに関する講習・研修による教育の徹底
- ・ドローンの飛行にあたり、発注者による法令遵守の確認強化
- ・「地方整備局等ドローン担当者会議」を立ち上げ、航空法をはじめ とする各種法令・マニュアル遵守の体制を整備(全国の取り組み)

なお、四国地方整備局及び各事務所がこれまで撮影したドローン映像 を調査しましたが、本件以外に違反の疑いのある飛行は確認できません でした。

# 【発表先】高松サンポート記者クラブ

問い合わせ先

#### (全 般)

道路部 道路調査官 小竹 良 (こたけ りょう) 電話(087)811-8321(直通)(内線)4113

# (書類送致された飛行に関する事項について)

香川河川国道事務所 副所長(道路) 福田 尊元 (ふくた たかもと)

電話(087)821-1561(代表)(内線)205

# (再発防止策について)

企画部 施工企画課長 溝渕 輝夫 (みぞぶち てるお)

電話(087)811-8312(直通)(内線)3451

# 1. 違反の概要

法定の除外事由がなく、かつ、国土交通大臣の承認を受けないで、令和5年4月26日、香川県三豊市内において、地上の物件である電柱及び街灯から、国土交通省令で定める30mの距離を保たずに無人航空機1台を目視により常時観測せずに飛行させた。

# 2. 法的根拠

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第132条の86第2項第二号及び第三号、第157条の9第十四号、第159条第二号

# く参考>

# 航空法(抄)

(飛行の方法)

# 第百三十二条の八十六

- 2 無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機 を飛行させる場合(立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等 無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛 行させる場合に限る。)を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならない。
  - 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
  - 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離 を保つて飛行させること。

#### 第百五十七条の九

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

十四 第百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

# (両罰規定)

#### 第百五十九条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第百四十三条、第百四十四条から第百四十八条の二まで、第百四十九条の三、第百五十条、第百五十五条、第百五十六条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第百五十七条から第百五十七条の五まで、第百五十七条の七第一項、第百五十七条の九、第百五十七条の十第一項、第百五十七条の十一及び前条 各本条の罰金刑

#### 航空法施行規則(抄)

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定に基き、及び同法を実施するため、航空法施行規則を次のように定める。

#### 第二百三十六条の七十九

法第百三十二条の八十六第二項第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メート ルとする。